

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

※月 2 回発行

2024 年 2 月 9 日号 (No.416)

## I. トピック：「会社法（改正）」

1. 株主会・董事会等の改正
2. 株主・実質支配者の責任の強化
3. 董事・監事・高級管理職の責任の強化
4. 全額出資子会社への株主代表訴訟制度の適用
5. 董事責任保険制度の導入

森・濱田松本法律事務所  
中国プラクティスグループ  
<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：康 石

## II. 注目法令等の紹介

1. 「生産安全事故過料処罰規定」

## III. その他の法令等一覧

I. トピック：「会社法（改正）」<sup>1</sup>

全国人民代表大会常務委員会 2023 年 12 月 29 日公布、2024 年 7 月 1 日施行

執筆担当：崔 俊、張 超、柴 巍、上村 莉愛、鈴木 幹太

「中華人民共和國会社法」の改正法（以下「新会社法」という。）について、前号<sup>2</sup>では、「会社資本制度」を中心に、登録資本引受登記制度の改正、株式会社の資本制度の改正、減資手続の改正を解説した。本号は、「会社組織及びガバナンス」の主要な改正点として、株主会・董事会の権限、従業員数 300 人以上の会社における従業員代表董事の設置、株主・実質支配者及び董事・監事・高級管理職の責任強化、多重代表訴訟制度等の新制度の導入等について解説する。

そして、次号は「会社制度に関するその他の重要事項」（株主保護の強化、従業員保護の強化、一人株式会社制度、簡易合併、電子通信方式による株主会・董事会等の開催等）について解説する予定である。

前号で扱った改正点	
会社資本制度	
登録資本引受登記制の改正	
✓ 登録資本引受登記制の改正	
(1) 登録資本金の払込期限の新設	1(1)
(2) 出資義務違反による損害賠償責任の修正	1(2)
(3) 董事会による出資状況の調査義務及び払込の催告義務の新設	1(3)
✓ 出資義務違反株主の持分（株式）失権制度の新設	1(4)
✓ 有限責任会社の株主の出資義務の履行期限の繰上到来制度の新設	1(5)
✓ 有限責任会社の払込未了出資持分を譲渡する場合の責任分担の新設	1(6)
株式会社の資本制度の改正	
✓ 株式会社の授権資本制度の新設	2(1)
✓ 株式会社の無記名株券発行制度の削除	2(2)
✓ 株式会社の無額面株式発行制度の導入	2(3)
✓ 株式会社の種類株式発行制度の調整	2(4)
減資手続の改正	
✓ 資本準備金による欠損の填補の容認及び簡易減資の新設	3(1)
	3(2)

<sup>1</sup> 原文「公司法（修订）」

<sup>2</sup> [本ニュースレター2024年1月26日号（No.415）](#) をご参照。

中国最新法令 < 速報 >

✓ 出資比率に従った減資原則及びその例外の新設	
本号で扱う改正点	
会社組織及びガバナンス	
✓ 株主会・董事会の権限の調整	1(1)
✓ 瑕疵ある株主会・董事会の決議の取消権の除斥期間の明確化	1(2)
✓ 株主会・董事会決議の不成立事由の新設	1(3)
✓ 有限責任会社の董事会の定足数及び議決方式の新設	1(4)
✓ 監査委員会設置会社の新設	1(5)
✓ 董事会構成員の人数に関する上限の撤廃	1(6)
✓ 従業員数 300 人以上の会社における従業員代表董事の設置義務の新設	1(7)
✓ 董事会・監事会不設置会社の調整（適用対象の拡大、董事・監事設置人数の修正等）	1(8)
✓ 董事辞任・解任制度の整備	1(9)
✓ 法定代表者の選任・辞任制度の整備	1(10)
✓ 株主・実質支配者の責任強化（法人格否認制度の整備、支配株主・実質支配者が会社の業務を実際に執行する場合の忠実義務・勤勉義務の負担、支配株主・実質支配者が董事・高級管理職に指示して会社又は株主の利益を損なう行為に従事させた場合の連帯賠償責任の負担等）	2
✓ 董事・監事・高級管理職の責任強化（忠実義務・勤勉義務の具体化、利益相反取引・商機奪取・競業避止規制の強化、董事会による株主出資状況の調査義務及び払込催促義務の新設等の会社資本の維持責任の強化、第三者に損失をもたらした場合の故意又は重大な過失がある董事・高級管理職の賠償責任の負担等）	3
✓ 多重代表訴訟制度の導入	4
✓ 董事責任保険制度の導入	5
次号で扱う改正点（予定）	
会社制度に関するその他の重要事項	
✓ 株主権利保護	
➢ 株主の知る権利の拡大（会社の決議、株主名簿、会計帳簿、会計証憑等の閲覧権・複製権の付与、会社の全額出資子会社の関連資料の閲覧権・複製権の付与）	
➢ 少数株主の保護の強化（有限責任会社の支配株主権利濫用の場合の持分買取請求権の付与、株式非公開発行会社の株主会決議に反対票を投じた株主への株式買取請求権の付与、株式会社の株主会における臨時提案権の付与、出資比率に従う減資原則の導入等）	
✓ 従業者権益保護	
➢ 従業員権益保護の目的規定における明記	
➢ 労働組合・従業員の意見等の事前聴取制度の会社解散・破産申立を検討・決定する場合への追加適用	
➢ 従業員数 300 人以上の会社における従業員代表董事の設置義務の新設	
✓ 一人有限責任会社の設立の調整（一人有限責任会社による一人有限責任会社の設立容認等）	
✓ 一人株式会社の設立の容認	
✓ 会社登記手続の整備	
✓ 株主の権利行使基準日の明確化（株主名簿に記載された時）	
✓ 会社清算制度の調整（清算義務者の明記、清算委員会構成員の修正等）	
✓ 株式会社の他人による自社又はその親会社の株式の取得のための財務援助の原則禁止及びその例外（従業員持株制度の実施）	
✓ 電子通信方式による株主会・董事会・監事会会議の開催の採用	
✓ 簡易合併	

## 中国最新法令〈速報〉

### 1. 株主会・董事会等の改正

#### (1) 株主会・董事会の権限の調整

まず、有限責任会社の株主会の権限について、新会社法では、現行会社法にある会社の経営方針及び投資計画の決定と会社の年度財務予算案及び決算案の審議・承認を削除した。また、株主会は、社債の発行について決議をする権限を董事会に付与することができる<sup>3</sup>とされている（59条）<sup>3</sup>。

また、有限責任会社の董事会の権限について、会社の年度財務予算案及び決算案の作成を削除し、株主会が付与したその他の権限を追加した。さらに、会社定款による董事会の権限に対する制限は、善意の第三者に対抗することができない旨を定めている（67条）。

なお、有限責任会社の株主会と董事会の権限は、現行会社法と同様に、株式会社に適用するとされている（112条、120条）。

#### (2) 瑕疵ある株主会決議の取消権の除斥期間

新会社法では、株主会会議参加通知を受けなかった株主は、株主会の決議が出されたことを知り又は知ることができた日から60日以内に、人民法院に決議の取消を請求することができる旨を追記しており、さらに、この場合において、決議が出された日から1年以内に、株主が取消権を行使しない場合には、取消権は消滅するとの除斥期間を新設した（26条2項）。

#### (3) 株主会・董事会決議の不成立事由

新会社法では、有限責任会社及び株式会社において、会社の株主会又は董事会の決議の不成立事由として、①株主会又は董事会会議を開催せずに決議を行った場合、②株主会又は董事会会議が決議事項について議決を行わなかった場合、③会議に出席した人数又はその保有議決権数が本法又は会社定款に定める人数又は保有議決権数に達しなかった場合、④決議事項に同意した人数又はその保有議決権数が本法又は会社定款に定める人数又は保有議決権数に達しなかった場合を挙げている（27条）。

さらに、株主会又は董事会の決議の不成立等が確認されたとしても、会社が当該決議に基づき善意の第三者との間で形成した民事法律関係は、影響を受けない旨を明確にした（28条2項）。

#### (4) 有限責任会社の董事会の定足数及び議決方式

新会社法は、有限責任会社の董事会の定足数及び議決方式について、新たに規定した。具体的には、有限責任会社の董事会会議は、過半数の董事が出席することにより開催することができる<sup>3</sup>とされており、さらに董事会が決議を行う場合には、全董事の過半数によって採択しなければならないとされている（73条2項）。

<sup>3</sup> そのほかにも、選出及び更迭を決定できる董事及び監事について「従業員代表でない者が務める」との条件を外した。

## 中国最新法令 < 速報 >

### (5) 監査委員会設置会社の新設

中国法上の監査委員会制度は、2002年に上場会社の監査業務、財務状況と内部統制等を監督する董事会内部の専門委員会の一つ<sup>4</sup>として確立されてから、次第に国有企業<sup>5</sup>にまで適用が拡大されてきたが、新会社法は、上場会社や国有企業のコーポレートガバナンスの実務経験を踏まえて、一般の有限責任会社と株式会社にも、監査委員会制度の適用を可能とした。

新会社法は、有限責任会社と株式会社が、監事会の職権を行使するため、監事会又は監事の代わりに、董事会において、董事から構成される監査委員会を設置できることを明確にした上、董事会構成員である従業員代表が監査委員会の構成員となることができることを明記した（69条、121条）。さらに、株式会社の監査委員会について、新会社法は、監査委員会の最低構成員数（3名）、構成員要件（過半数の構成員は、会社において董事以外の役職に就いてはならず、かつ独立した客観的な判断に影響を及ぼすような会社との関係を有していないこと）、議事規則（過半数による採択）と議決構造（一人一票制）等も詳細に規定した（121条2項～4項）。

新会社法における監査委員会制度の新設は、監事会が本来の監督的役割を十分に果たしていないという実務問題の解決に寄与することが期待されているが、監査委員会が董事会の傘下組織としてどのようにその独立性を確保するかについて、今後の司法実務及び運用によるさらなる補充と補完等を引き続き注目する必要があると考えられる。

### (6) 董事会構成員の人数に関する上限の撤廃

現行会社法上、有限責任会社の董事会の構成員が3名から13名、株式会社の董事会の構成員が5名から19名とされているが、新会社法は、有限責任会社と株式会社の董事会構成員の人数の下限を3名に統一した上、董事会構成員の人数の上限規定を撤廃した（68条、120条）。

### (7) 従業員数300人以上の会社における従業員代表董事の設置義務の新設

現行会社法上、2つ以上の国有企業又は2つ以上のその他の国有投資主体が投資して設立した有限責任会社と国有独資会社については、董事会の構成員の中に従業員代表を置くことが義務付けられているが、その他の有限責任会社又は株式会社について、董事会の構成員に従業員代表を入れることは強制されていなかった。

これに対し、新会社法は、従業員代表によるコーポレートガバナンスへの参加を強化するため、300人以上の従業員を有する有限責任会社と株式会社について、監事会を設置しかつ監事会構成員に従業員代表を入れている会社を除いて、董事会の構成員に会社の従業員代表を含めなければならない旨を新たに規定し、当該従業員代表

<sup>4</sup> 「上場会社の企業統治に関する準則」（証券監督管理委員会 2002年1月7日公布、同日施行）52条、54条

<sup>5</sup> 「国有企業コーポレートガバナンス構造のさらなる整備に関する指導意見」（國務院弁公庁 2017年4月24日公布、同日施行）2条2項3号

## 中国最新法令〈速報〉

の選出について、現行会社法に定めている従業員代表大会、従業員大会又はその他の民主的選挙により選出する方法を維持した（68条1項、120条）。

上記規定に従い、300人以上の従業員を有する有限責任会社及び株式会社は、従業員代表を構成員に含めた監事会を設置していない場合、新会社法の規定に従い、従業員の民主的選挙により、董事会の構成員としての従業員代表董事を選出する必要がある。

### （8）董事会・監事会不設置会社の調整（適用対象の拡大、董事・監事設置人数の修正等）

董事会の設置について、現行会社法上、株式会社の場合は董事会の設置が義務付けられており、株主の人数が比較的少ない、又は規模が比較的小さい有限責任会社の場合は董事会を設置せず、1名の執行董事を置くことが許容されている。新会社法は、執行董事の概念を削除し、有限責任会社と株式会社のいずれにも、株主の人数が比較的少ない、又は規模が比較的小さい場合、董事会を設置せず、1名の董事を置く選択肢を与えている（75条、128条）。

監事会又は監事の設置について、現行会社法上、原則有限責任会社と株式会社は監事会を設置しなければならず、株主の人数が比較的少ない、又は規模が比較的小さい有限責任会社のみ、例外として監事会を設置せず、1名又は2名の監事を置くことができる。新会社法は、株式会社も、株主の人数が比較的少ない、又は規模が比較的小さい場合、監事会を設置せず、1名の監事を置くことができるとしたうえで（133条）、株主の人数が比較的少ない、又は規模が比較的小さい有限責任会社は、監事会を設置せず、1名の監事を置くことができるのに加えて、全株主の賛成により監事を置かないこともできると規定した（83条）。

以上により、株主の人数が比較的少ない、又は規模が比較的小さい有限責任会社と株式会社において、より柔軟な機関設計を可能とし、会社運営のコストを削減することを可能とした。

### （9）董事辞任・解任制度の整備

董事の辞任について、新会社法は、有限責任会社又は株式会社の董事が辞任する場合、書面の形で会社に通知しなければならず、会社が通知を受領した日から辞任は発効するが、董事の辞任により董事会構成員が法定人数を下回った場合、新董事の就任まで、辞任した董事は引き続き董事の職務を履行しなければならないことを新たに規定した（70条、120条）。

董事の解任について、新会社法は、「『会社法』適用の若干問題に関する規定(五)」<sup>6</sup>3条の規定を踏襲して、株主会が董事の解任を決議することができ、決議がなされた日から解任が発効することを明記した上、正当な理由がなく、任期満了前に董事を解任する場合に、解任された董事が会社に対し賠償を請求することができることを新たに

<sup>6</sup> 最高人民法院 2020 年 12 月 29 日公布、2021 年 1 月 1 日施行

## 中国最新法令〈速報〉

規定した（71条、120条）。

### （10）法定代表者の選任・辞任制度の整備

法定代表者の選任・辞任について、現行会社法上、法定代表者を董事長、執行董事又は總經理から選任するとされており、辞任に関する規定はないが、新会社法は、会社を代表して会社の業務を執行する董事又は總經理にまで選任の範囲を拡大したうえで、法定代表者が辞任する場合、会社が辞任日から30日以内に新たな法定代表者を確定しなければならず、法定代表者を務める董事又は總經理が辞任する場合に、同時に法定代表者を辞任したものとみなすことを新たに規定した（10条）。

また、法定代表者の変更登記について、新会社法は、会社が法定代表者を変更する場合、変更後の法定代表者が変更登記申請書に署名する旨を定め、法定代表者の交代に伴う登記手続の責任の所在を明らかにしている（35条）。

## 2. 株主・実質支配者の責任の強化

### （1）法人格否認制度の整備

法人格否認制度について、現行会社法上、会社の株主が、会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なう場合、当該株主は会社の債務に対して連帯して責任を負うこと（現行会社法20条3項）、会社の財産が自身の財産から独立していることを証明できない一人有限責任会社の株主は会社の債務について連帯責任を負うことが規定されている（現行会社法63条）。新会社法は、現行会社法上の規定に加え、「株主が自らが支配する2以上の会社を利用して会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なう行為を実施した場合、各会社は、いずれの会社の債務についても連帯して責任を負う」ことを新たに規定した（23条）。

### （2）支配株主・実質支配者が会社の業務を実際に執行する場合の忠実義務・勤勉義務

現行会社法上、会社に対して忠実義務及び勤勉義務を負うのは董事、監事、高級管理職のみである（現行会社法147条1項）。新会社法は、会社の支配株主及び実質的支配者が会社の董事に就任せず、会社の業務を実際に執行している場合、会社の支配株主及び実質的支配者も会社に対して忠実義務及び勤勉義務を負うことを新たに規定した（180条3項）。

### （3）支配株主・実質支配者が董事・高級管理職に指示して会社又は株主の利益を損なう行為に従事させた場合の連帯賠償責任

新会社法は、会社の支配株主及び実質的支配者は、董事及び高級管理職に指示して会社又は株主の利益を損なう行為を行わせた場合には、当該董事及び高級管理職と連帯して責任を負うことを新たに規定した（192条）。

## 中国最新法令 < 速報 >

### 3. 董事・監事・高級管理職の責任の強化

#### (1) 忠実義務・勤勉義務の具体化

現行会社法上、忠実義務及び勤勉義務について、「董事、監事、高級管理職は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、会社に対して忠実義務及び勤勉義務を負う」という内容のみを規定する（現行会社法 147 条 1 項）。新会社法は、忠実義務及び勤勉義務の内容をより具体的に規定した。すなわち、忠実義務については、「董事、監事、高級管理職は、会社に対して忠実義務を負い、自己の利益と会社の利益が相反することを避けるための措置を講じなければならない、権限を利用して不当な利益を図ってはならない」と規定し、勤勉義務については、「董事、監事、高級管理職は、会社に対して勤勉義務を負い、職務執行において会社の最大の利益のために管理者として通常負うべき合理的な注意を尽くさなければならない」と規定した（180 条 1 項、2 項）。

#### (2) 利益相反取引、商機奪取・競業に対する規制の強化

利益相反取引に対する規制について、現行会社法上は、董事、高級管理職が会社定款の規定に反し、又は株主会、株主総会の同意を得ずに、自社と契約を締結し、又は取引を行うことをしてはならないと規定する（現行会社法 148 条 4 号）。新会社法は、董事、高級管理職のみならず、監事にも利益相反取引に対する規制が適用されると規定し、そのうえ、規制の内容について、董事、監事、高級管理職自身が直接又は間接的に会社と契約を締結し又は取引を行う場合のみならず、董事、監事又は高級管理職の近親者、及び董事、監事、高級管理職又はその近親者が直接又は間接的に支配する企業、並びに董事、監事又は高級管理職との間にその他の関連関係を有する関係者が会社と契約を締結し又は取引を行う場合には、契約の締結又は取引の実施に関連する事項について董事会又は株主会に報告し、かつ会社定款の規定に従い董事会又は株主会の決議により採択しなければならないと規定した（182 条）。

商機奪取・競業に対する規制について、現行会社法上は、董事、高級管理職が株主会又は株主総会の同意を得ずに、職務上の便宜を利用して自己のため、又は他人のために会社の商機を奪い、在任する会社と同種の業務を自営し、又は他人のために経営することをしてはならないと規定している（現行会社法 148 条 5 号）。新会社法は、董事、高級管理職のみならず、監事にも商機奪取・競業に関する規制が適用されると規定した。そのうえ、商機奪取に対する規制について、董事、監事、高級管理職が職務上の便宜を利用して自己又は他人のために会社の商機を奪ってはならないことを原則として規定し（183 条 1 項）、例外として、①董事会又は株主会に報告し、かつ会社定款の規定により董事会又は株主会の決議を経て採択された場合、②法律、行政法規又は会社定款の規定により、会社が当該商機を利用することができない場合には、商機奪取として禁止しない旨を規定した（183 条 2 項）。競業に対する規制について、董事、監事、高級管理職は、董事会又は株主会に報告せず、かつ会社定款の規定に基づく董事会又は株主会の決議による採択を経ずに、自らが在職する会社と同

## 中国最新法令〈速報〉

種の事業を自営し、又は他人のために経営してはならないと規定した（184条）。

なお、新会社法上、上記の利益相反取引、商機奪取・競業に関する事項を董事会で決議する場合、関係する董事は議決に参加してはならず、その議決権は議決権の総数に含めず、董事会会議に出席する関係のない董事の人数が3名に満たない場合は、当該事項を株主会の審議に付さなければならない、と定めている（185条）。

### （3）董事会による株主出資状況の調査義務及び払込催促義務の新設

新会社法において、董事会による株主出資状況の調査義務及び払込催促義務が新たに設けられた。具体的に、董事会は、有限責任会社の成立後、株主の出資状況について調査を行わなければならない、株主が期日どおりに会社定款に定める出資の全額を払い込んでいないことを発見した場合、会社は当該株主に対し書面の払込催告書を発し、出資の払込を催促しなければならない（51条1項）、董事会が当該義務を遅滞なく履行せず、会社に損失をもたらした場合は、責任を負うべき董事は、賠償責任を負わなければならない、と定めている（51条2項）。

### （4）第三者に損失をもたらした場合の故意又は重大な過失がある董事・高級管理職の賠償責任の負担等

新会社法において、董事、高級管理職の職務執行により第三者に損害を与えた場合、会社は、賠償責任を負わなければならない、董事、高級管理職に故意又は重大な過失がある場合、当該董事、高級管理職も賠償責任を負わなければならない、という内容が新たに設けられている（191条）。

## 4. 全額出資子会社への株主代表訴訟制度の適用

現行会社法上、株主代表訴訟制度が設けられている。すなわち、董事、高級管理職が会社の職務を執行するにあたり、法律、行政法規又は会社定款の定め違反し、会社に損失をもたらした場合、有限責任会社の株主又は株式会社の適合株主<sup>7</sup>は、書面により監事会又は監事会を設置しない有限責任会社の監事に人民法院への訴訟の提起を請求することができ、監事に当該状況がある場合には、上記株主は、書面により董事会又は董事会を設置しない有限責任会社の執行董事に人民法院への訴訟の提起を請求することができる。監事会、監事会を設置しない有限責任会社の監事、又は董事会、執行董事が株主の請求を受領した後、訴訟の提起を拒否した場合、請求を受領した日から30日以内に訴訟を提起しない場合、又は状況が緊急であり、直ちに訴訟を提起しなければ会社の利益に回復しがたい損害をもたらさうる場合には、上記株主は、会社の利益のため、自己の名義により人民法院に直接訴訟を提起する権利を有する。他人が会社の合法的權益を侵害し、会社に損失をもたらした場合も、上記株主は株主代表訴訟制度に従い、人民法院に訴訟を提起することができる、とされている（現行会

<sup>7</sup> 株主会社の場合、連続180日以上にわたり単独でもしくは合計で会社の1%以上の株式を保有する株主が適合株主に該当する。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

社法 151 条)。

新会社法は、現行会社法上の株主代表訴訟制度を承継し、そのうえ、全額出資子会社も株主代表訴訟制度の適用対象とし、すなわち、有限責任会社の株主又は株式会社の適合株主は、会社の全額出資子会社の董事、監事、高級管理職、及び会社の全額出資子会社に損失をもたらした他人に対して、株主代表訴訟制度に従い、人民法院に訴訟を提起することができ、又は自己の名義により直接人民法院に対して訴訟を提起することができる、とされている（189 条 4 項）。

## 5. 董事責任保険制度の導入

新会社法上、董事責任保険制度が導入され、会社は、董事の在任期間中、董事のために、その会社職務執行により負担する賠償責任について責任保険に加入することができ、会社が董事のために責任保険に加入、更新した後、董事会は、株主会に対し責任保険の付保金額、保険引受範囲及び保険料率等の内容を報告しなければならない、とされている（193 条）。

(全 266 条)

## II. 注目法令等の紹介

### 1. 「生産安全事故過料処罰規定」<sup>8</sup>

应急管理部、2024 年 1 月 10 日公布、2024 年 3 月 1 日施行

執筆担当：胡 勤芳、水本 真矢

新本規定は「安全生産法」<sup>9</sup>及び「生産安全事故報告及び調査処理条例」で定められている生産安全事故に関する過料について、過料の決定機関やより詳細な過料金額の基準を規定するものである。

例えば、安全生産法 114 条 1 項は、生産安全事故が発生した場合、責任を負う生産経営単位に対して、①「一般的な事故」が発生した場合は、30 万元以上 100 万元以下、②「比較的大きな事故」が発生した場合は、100 万元以上 200 万元以下、③「重大な事故」が発生した場合は、200 万元以上 1,000 万元以下、④「特別に重大な事故」が発生した場合は、1,000 万元以上 2,000 万元以下の過料に処すとしているが、本規定はこれをさらに以下のとおり詳細化している（14 条から 17 条）。

①	(i) 3 人未満の重傷者又は 300 万元未満の直接経営損失が発生した場合 ⇒30 万元以上 50 万元以下の過料に処す
	(ii) 1 人の死者、3 人以上 6 人未満の重傷者又は 300 万元以上 500 万元未満の直接経営損失が発生した場合 ⇒50 万元以上 70 万元以下の過料に処す
	(iii) 2 人の死者、6 人以上 10 人未満の重傷者又は 500 万元以上 1,000 万元未満の直接経営損失が発生した場合 ⇒70 万元以上 100 万元以下の過料に処す

<sup>8</sup> 原文「生产安全事故罚款处罚规定」

<sup>9</sup> [本ニュースレターNo.355 \(2021 年 7 月 9 日発行\)](#) をご参照ください。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

②	(i) 3人以上5人未満の死者、10人以上20人未満の重傷者又は1,000万元以上2,000万元未満の直接経営損失が発生した場合 ⇒100万元以上120万元以上の過料に処す (ii) 5人以上7人未満の死者、20人以上30人未満の重傷者又は2,000万元以上3,000万元未満の直接経営損失が発生した場合 ⇒120万元以上150万元以下の過料に処す (iii) 7人以上10人未満の死者、30人以上50人未満の重傷者又は3,000万元以上5,000万元未満の直接経営損失が発生した場合 ⇒150万元以上200万元以下の過料に処す
③	(i) 10人以上13人未満の死者、50人以上60人未満の重傷者又は5,000万元以上6,000万元未満の直接経営損失が発生した場合 ⇒200万元以上400万元未満の過料に処す (ii) 13人以上15人未満の死者、60人以上70人未満の重傷者又は6,000万元以上7,000万元未満の直接経営損失が発生した場合 ⇒400万元以上600万元以下の過料に処す (iii) 15人以上30人未満の死者、70人以上100人未満の重傷者又は7,000万元以上1億元未満の直接経営損失が発生した場合 ⇒600万元以上1,000万元以下の過料に処す
④	(i) 30人以上40人未満の死者、100人以上120人未満の重傷者又は1億元以上1億5,000万元未満の直接経営損失が発生した場合 ⇒1,000万元以上1,200万元未満の過料に処す (ii) 40人以上50人未満の死者、120人以上150人未満の重傷者又は1億5,000万元以上2億元未満の直接経営損失が発生した場合 ⇒1,200万元以上1,500万元以下の過料に処す (iii) 50人以上の死者、150人以上の重傷者又は2億元以上の直接経営損失が発生した場合 ⇒1,500万元以上2,000万元以下の過料に処す

その他、本規定は、生産安全事故が発生した場合の個人経営の投資者に対する過料（安全生産法 93 条）、主たる責任者に対する過料（同 95 条）、その他の責任者及び安全生産管理人員に対する過料（同 96 条）についても、詳細な基準を定めている（19 条から 21 条）。

また、安全生産法 114 条 2 項は、情状が特に重く、特に悪質な影響を及ぼした場合、過料金額を上記の 2 倍以上 5 倍以下とすることができると規定しているが、どのような場合がこれに該当するかについて、本規定は、①生産安全に直接関係する監視・警報・保護・救命設備又は施設の破壊又は閉鎖、②重大な事故のリスクがあることを理由とする生産・建設の停止命令、関連機器・設備・施設の使用停止命令、危険除去のための是正命令に従わなかったこと、③法に基づく許認可を得ずに鉱業・金属精錬・建設・有害物質の生産等危険性の高い事業活動に従事したこと等を示している（18 条）。

なお、本規定は 2024 年 3 月 1 日より施行され、これと同時に「生産安全事故過料処罰規定（試行）」は廃止される（24 条）。

（全 24 条）

### Ⅲ. その他の法令等一覧

2023 年 12 月 17 日から 2024 年 1 月 22 日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

## 中国最新法令 < 速報 >

1. 「社会組織名称管理規則」  
(原文：社会组织名称管理办法)  
(民政部、2024年1月4日公布、2024年5月1日施行)
2. 「速達便市場管理規則」  
(原文：快递市场管理办法)  
(交通運輸部、2023年12月17日公布、2024年3月1日施行)
3. 「郵政ユニバーサルサービス監督管理規則」  
(原文：邮政普遍服务监督管理办法)  
(交通運輸部、2023年12月20日公布、2023年12月20日施行)
4. 「郵政業配達安全監督管理規則」  
(原文：邮政业寄递安全监督管理办法)  
(交通運輸部、2023年12月20日公布、2023年12月20日施行)
5. 「食品委託製造監督管理規則（意見募集稿）」  
(原文：食品委托生产监督管理办法（征求意见稿）)  
(市場監督管理総局、2024年1月9日公布、意見募集期間（2024年2月8日）)
6. 「情報安全技術 情報安全リスク管理指導（意見募集稿）」  
(原文：信息安全技术 信息安全风险管理指导）（征求意见稿）  
(市場監督管理総局、2024年1月4日公布、意見募集期間（2024年3月3日）)
7. 「食品安全法（改正草案意見募集稿）」  
(原文：食品安全法（修正草案征求意见稿）)  
(市場監督管理総局、2024年1月19日公布、意見募集期間（2024年2月19日）)

### NEWS

#### ➤ ニューヨークオフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 ニューヨークオフィスは、2024年1月24日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先：

360 Madison Avenue, 24th Floor, New York, NY 10017, USA

TEL：+1-646-255-1148 / FAX：+1-646-255-1149

#### ➤ フィリピンの Tayag Ngochua & Chu 法律事務所との提携のお知らせ

森・濱田松本法律事務所（以下「当事務所」）とフィリピンの Tayag Ngochua & Chu（以下「TNC」）は、この度、戦略的な提携を行うことにつき合意いたしました。本合意に基づき、TNCは当事務所の提携事務所となり、両事務所はフィリピンを含むASEANの案件に関するリーガル・サービスを共同で提供いたします。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

本提携は、知識の共有等を通じた両事務所の体制の強化と、クライアントによるフィリピンでの投資や事業に関するより質の高いリーガルサービスの提供に資するものです。この取り組みに関して、当事務所は、フィリピンを含む ASEAN におけるコーポレート、M&A、コンプライアンス等の案件において豊富な経験を有する当事務所のパートナー弁護士の園田 観希央と井上 淳が中心となり、TNC との戦略的提携を推進していきます。

当事務所は、長年にわたって、フィリピン案件に関するリーガル・サービスをクライアントに提供してまいりました。当事務所の日本、ASEAN、中国、ニューヨークの各拠点及びネットワークに加え、本提携の開始により、グローバルにクライアントに対するサービスを提供する体制がより充実することになります。

フィリピンは、国民の平均年齢が約 25 歳と若く、2024 年時点で 1 億 1,000 万人以上とされる人口は、2050 年前後まで増加が続くことが見込まれています。2022 年の GDP 成長率は約 7%と、高い経済成長率を記録しています。これらに加え、教育水準が高く英語を話すことができる労働力、民間企業の発達と高度化、海外からの投資に対する規制緩和の流れ等を背景に、日本、アジアその他の様々な国からフィリピンに対する投資が今後更に増加することが期待されます。

TNC は、弁護士として併せて 40 年以上の経験を有し、フィリピンのリーガルマーケットで高い評価を受けている Carlos Martin Tayag 弁護士、Patricia Cristina Tan Ngochua 弁護士及び Allan Christopher Sy Chu 弁護士を代表パートナーとする独立したフィリピンの法律事務所です。TNC は、M&A、合併事業、企業再編、海外投資、ファイナンス、データプライバシー、情報通信、競争規制、業規制、一般企業法務等の分野における様々な法律問題について、フィリピン内外のクライアントに対して法的助言を提供してきた豊富な経験を有しています。

当事務所と TNC は、本提携を通じて、両事務所の総合力を活かしクライアントの皆様のビジネスの成功にさらに貢献して参る所存です。

中国最新法令 < 速報 >

**中国プラクティスグループ**

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔  
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、  
木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、  
福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真  
吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

**TOKYO**

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1  
丸の内パークビルディング  
TEL : 03-5220-1839  
FAX : 03-5220-1739  
✉ [tokyo-sec@mhm-global.com](mailto:tokyo-sec@mhm-global.com)

**SHANGHAI**

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号  
恒生銀行大廈 6 階 200120  
TEL : +86-21-6841-2500  
FAX : +86-21-6841-2811  
✉ [shanghai@mhm-global.com](mailto:shanghai@mhm-global.com)

**BEIJING**

北京市朝陽区東三環北路 5 号  
北京發展大廈 316 号室 100004  
TEL : +86-10-6590-9292  
FAX : +86-10-6590-9290  
✉ [beijing@mhm-global.com](mailto:beijing@mhm-global.com)